質問	回答
①仕様書内、(1) カにある「指定の行	仕様については、以下のページの「①
灯」の仕様と数量をご教示いただきた	竹製露地行灯 LED 電球 4W 高さ
いです。	665mm 幅 490mm」です。
また、受託者はこの行灯の設置のみが	https://hanatouro.kyoto.travel/
対象業務になりますか?	?page_id=1593
事前に指定の場所まで引き取ったり、	数量は36基程度を想定しています。
後日返却したりする必要はあります	引取り及び返却は実行委員会で行う
か?	ため、設置のみが対象業務です。
	行灯設置に伴う受託者の業務として
	は、行灯の設置及び向日市役所までの
	後日返却が含まれます。(設置箇所へ
	の行灯の運び込みは、実行委員会で行
	います。)
②本事業の飲食コーナーは京都市が	出店者は「事業者」を想定しているこ
定めるところの「模擬店」の対象でし	とから「模擬店」には該当せず、営業
ようか。	許可が必要となります。
	詳細は、医療衛生センター西部方面担
	当(075-746-7214)に御確認ください。
③仕様書内、(2) アの注釈にて、広報	提案書の見積については、広報物に要
物の費用の 1/2 は「竹の径・かぐやの	する実費用の半額を記載してくださ
タベ」の事業費から別途支出とありま	V'o
す。	
これは仮に広報制作費が 10 万円とし	
た場合、本事業の見積もりには	
5万円を計上し、後日「竹の径・かぐ	
やのタベ」宛に5万円を請求するので	
しょうか?	
それとも、会計処理の方法を記載され	
ているだけで、見積もりとしては	
本事業にすべて計上するものでしょ	
うか。	
④仕様書内、(3) エにおいて、事業実	申請名義は「竹結びフェスタ実行委員
施に係る法令に関する諸手続きを受	会」となります。
託者にて行うとあります。	
申請名義も受託者になるのでしょう	
か。	